

1 1. 将来像の実現に向けて

(1) 実現に向けての仕組みづくり

緑の保全・育成を支援する条例や制度の整備と活用

既存の富田林市保存樹林・保存樹木の指定制度については、保存樹林・保存樹木の指定件数の増加に努めます。

また、「みどりの基金」については、市民や事業者の協力により基金の拡大に努めるとともに基金の活用による緑地保全方策の充実に努めます。

その他、重要な緑に対しては「(仮称)富田林市自然環境保全条例」の制定をはじめとして、市民緑地制度等既存の各種緑地保全制度の活用による保全を検討するとともに、それら制度の活用が困難な地域については、当面、地権者と市との間で借地契約や維持管理の協定等を取り交わし、保全にむけての措置を講じます。また、大阪府アドプトフォレスト制度の活用を積極的に推進します。

緑豊かな生活環境の創出に向けて、住宅地等での緑化や建替え等による緑豊かなオープンスペースの確保等、地域住民が主体となってまちづくり・緑づくりのルールを決める地区計画や緑地協定の促進に努めます。

緑を通じた市民参加の仕組みづくり

すでに市内でも緑関連の市民団体等による緑の保全等に関する自主的な取り組みが始まっていますが、今後、さらに緑の保全・育成や創造を推進していくためには、行政と事業者、市民、その他NPO等の関連団体との連携にもとづいた持続的な取り組みが不可欠であり、それを可能とする市民参加の仕組みをつくっていく必要があります。仕組づくりとしては、以下のような取り組みが考えられます。

- ・市民や行政の協働による緑に関する実施計画の立案と計画の進行管理
- ・市公園緑化協会等を窓口とする緑に関する情報発信や交換の場づくり
- ・地域の自治会や商店会等コミュニティと連携した緑化推進や緑の維持管理活動の実施
- ・公園等愛護会の取り組み推進
- ・市民参加による道路緑化の取り組み推進
- ・富田林の自然を守る市民運動協議会等、緑関連のNPO団体の活動促進

緑の普及啓発

市や市公園緑化協会のウェブサイトにおいて、保存樹や貴重な植生や生態系等富田林市の緑の資源についての情報を公開し、緑の有する機能や緑化の意義についてPRする等、市民啓発にむけて取り組みます。

(2) 市民の交流による緑のまちづくりの推進

まちなかの緑を通じた市民交流の促進

まちなかの公園や街路樹等では、市民の自主的な緑化活動により、花や樹木の維持・管理を積極的に促し、花や緑を通じた地域コミュニティの醸成を図ります。また、生涯学習施策との連携にもとづいて、市民学習講座として緑や花づくりに係る講座やイベント等を積極的に実施する等、市民が緑づくりに関わる機会を増やすよう努めます。

緑の保全・育成を通じての都市・農村等地域間の交流促進

里山管理の仕組づくりとして自然観察会等のふれあいメニュー、森林施業体験等の目的型メニュー、季節のまつり等の地区住民との交流メニュー等、多様な都市・農村交流のためのプログラムを整備します。また、里山オーナー制度やトラスト制度等の仕組づくりや「(仮称)富田林の自然友の会」等の緑の保全・育成を図るための組織体制の検討等、市民の参画を促す基盤整備やソフト施策の充実を図ることにより、市域内外の地域間交流を促進します。さらに、遊休農地を活用した市民農園等、都市生活者と地域の農家の交流促進にむけて取り組みます。

(3) 計画の見直し方針

計画期間内において、富田林市の総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画・関連計画の見直しや緑をとりまく社会環境の変化等、本計画に影響をあたえる情勢が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行います。

計画の大きな方針や重点施策等の内容を変更する際には、必要に応じて広く市民の意向を踏まえつつ、専門家や学識経験者の意見を聴きながら変更作業を行い、案の公表及び意見募集といった必要な市民参加の手続きを経て変更案を作成します。